

令和7年度「大阪クラシック2025（仮称）」にかかる運営等業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和7年度「大阪クラシック2025（仮称）」にかかる運営等業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

本事業は、大阪の文化振興並びに都市魅力の向上に資するため、大阪のメインストリートである御堂筋および中之島地区に賑わいを創出し、市民に気軽に第一級のクラシック音楽を鑑賞する機会を提供する「大阪クラシック2025（仮称）」を、安全かつ円滑に運営することを目的とする。

（2）業務内容

具体的内容については別紙1 令和7年度「大阪クラシック2025（仮称）」にかかる運営等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照のこと。

（3）契約上限額

金24,906,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）契約期間

契約締結日～令和8年1月30日（金）

（5）履行場所

発注者が指定する会場又は大阪市内で受注者が選定する場所。ただし、受注者が選定する場所については発注者と協議すること。

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪クラシック実行委員会で決定の上、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書等に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に準ずる停止措置を講じることがある。発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（2）委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に準じ、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること

イ 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 観客500人以上の音楽イベントの運営実施実績を有すること。

エ 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

オ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

カ 宗教活動や政治を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

キ 参加申請提案書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ク 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからカの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

- (ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- (イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- (ウ) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- (オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- (カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

● 公募開始	令和7年4月21日（月）
● 質問受付期限	令和7年5月7日（水）午後3時まで
● 質問に対する回答	令和7年5月12日（月）（予定）
● 申請参加書類・企画提案書類の提出期限	令和7年5月21日（水）午後3時まで
● 参加資格決定通知	令和7年5月23日（金）（予定）
● プレゼンテーション審査	令和7年5月28日（水）（予定）
● 選定結果通知	令和7年6月上旬（予定）
● 契約締結・事業開始	令和7年6月中旬（予定）
● 事業完了	令和8年1月30日（金）

6 応募手続きに関する事項

（1）質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和7年5月7日（水）午後3時まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1）に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、Eメールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※ Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：「大阪クラシック2025（仮称）」にかかる運営等業務委託】」と明記すること。

※ 電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年5月12日（月）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

（2）参加申請書類の提出

【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）

- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ロ) 業務実績調書（様式5）
- (ハ) 使用印鑑届（様式6）
- (ニ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (ホ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (ヘ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- ※ (ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- (エ)～(ロ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）
- (ロ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ハ) 業務実績調書（様式5）
- (ニ) 使用印鑑届（様式6） ※代表構成員のみ
- (ホ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ
- (ヘ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
- (コ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (セ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- (シ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】
- ※ (ウ)及び(キ)～(セ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。
- ※ (ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※ (ウ)～(オ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

（３）企画提案書類の提出

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式7－1（単独法人等用）又は7－2（共同事業体用））

(イ) 提案概要

以下の項目が記載された提案書（A4判30ページまで（表紙や目次も制限枚数を含む。）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すること。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。

[企画提案書に盛り込む提案内容]

a. 本業務にかかる実施計画案の策定、実施計画案に対する考え方

- ・ 事業全般にかかる統括運営（実施体制、スケジュール）
- ・ ウェルカム公演・無料公演・特別企画等の企画・実施（企画方針、特色・工夫、会場等）
- ・ ウェルカム公演・無料公演・特別企画及び一部有料公演の会場運営業務（運営体制、警備計画等）
- ・ 広報、情報発信にかかる全体計画、具体的な実施内容

b. 受注見積金額と積算根拠

(ウ) 業務実施人員体制表（様式8）

(エ) 提案見積書（様式9）

(オ) 業務実績調書（様式5）

（４）参加申請書類・企画提案書類の提出部数・期限及び方法

ア 提出部数

正本（上記6（2）【単独法人等】(ア)～(ロ)）：1部（記名したもの）

（上記6（2）【共同事業体】(ア)～(シ)）：1部（記名したもの）

（上記6（3）ア(ア)～(オ)）：1部（記名したもの）

副本（上記6（3）ア(ア)～(オ)）：6部

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

イ 提出期限

令和7年5月21日（水）午後3時まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和7年5月23日（金）（予定）に様式2－1又は2－2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日時・実施場所

日時：令和7年5月28日（水）午前（予定）

場所：大阪フィルハーモニー会館（大阪市西成区岸里1-1-44）（予定）

詳細は、上記6（4）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 内容・方法等

- ・参加者が行うプレゼンテーションは、上記6（3）の提出資料を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- ・1者あたり20分程度（うち説明約10分以内、質疑応答含む）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。

※ 実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

評価項目	審査内容	配点
企画方針	・ 事業目的・事業内容に対する理解・知識を有し、提案内容はそれに合致しているか。また、これまでの実施内容を踏まえた提案となっているか。	20
企画内容	・ 本事業目的の具現化に向けた考え方が整理され、工夫のある多彩な内容であるか。 ・ 目的に応じた会場の選定やプログラムの組み方となっているか。	20
	・ 大阪クラシックへの興味喚起及びイベントの魅力を発信する内容が盛り込まれているか。 ・ 目的に応じた効果的な広報計画・情報発信方法等が提案されているか。	20
事業実施体制	・ 事業を実施するために必要かつ十分な人員配置となっているか。 ・ 実施体制や実施スケジュールに無理がなく、実現性・実効性が高いか。	20
	・ 事業を実施するために必要な実績・ノウハウを有しているか。	10

経済性	・ 積算内容に無理がなく、妥当性があり、所要経費に節減努力が見られるか。	10
合計（委員 1 名あたり）		100

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が 2 者以上（同点）の場合

(ア)「企画内容」の各項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。

(イ)「企画内容」の各項目合計の得点と同じ場合は、「事業実施体制」の得点が高い者を受注予定者とする。

(ウ)「事業実施体制」の得点と同じ場合は、「企画方針」の各項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。

(エ)「企画方針」の得点と同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。

ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、1 委員でも評価点が 60 点未満又は 1 項目でも 0 点があった場合は、受注予定者を選定しない場合がある。その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

(ア)提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(イ)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(ウ)記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。

コ 提案見積書に記載の額が、上記 2（３）の契約上限額を超えているもの。

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和 7 年 6 月上旬（予定）に様式 2—1 又は 2—2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に準じ、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 全ての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
- (6) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、上記 7（2）において 1 委員でも各評価項目の合計点が 60 点未満又は 1 項目でも 0 点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪クラシック実行委員会事務局

住所：〒553-0005

大阪市福島区野田一丁目 1 番 86 号 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 8 階

大阪市経済戦略局文化課内

電話：06-6469-5174

F A X：06-6469-3897

E メール：ga0022@city.osaka.lg.jp

受付については、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。